

## ボランティア・NPO 活動の支援について

区では、社会や地域の課題解決のため、自主・自発的に取り組む、不特定かつ多数のものの利益の増進につながる活動を支援しています。

### 【ボランティア・NPO 活動公募事業補助金】（以下「補助金」といいます。）

「いたばしボランティア基金」を活用し、事業への補助金を交付しています。

事業単位は単年度ですが、交付事業として選定されますと、補助金交付のほか、区施設へ当該事業のポスター掲示やチラシ配架を依頼することができます。（選定されるには審査を受けていただく必要があります。）

また、いたばし総合ボランティアセンターの会議室を団体登録不要で利用することができます。

### 【区施設への事業周知（ポスター掲示やチラシ配架）】（以下「周知」といいます。）

補助金交付申請の有無に関係なく次の内容により事業の周知支援を行います。

**前提** 事業実施の 8 週間前までに所定の手続きを開始し、4 週間前までに完成品を持ち込めること。

**要件** 次の要件全てに合致していること。

- ・ 構成員が 3 名以上の団体である。
- ・ 営利を目的としない。
- ・ 特定の宗教を広めることを目的としない。
- ・ 政治活動を目的としない。
- ・ 団体内部の懇親や娯楽、自己研さんを目的としない。
- ・ 参加の機会を特定の人物等に限定しない。

**手続き** 事業実施 8 週間前までに、来庁日時のご連絡（打ち合わせ）をしてください。打ち合わせした日時に「ボランティア・NPO 活動支援（事業周知）申込書」と周知用の物品（見本可）をお持ちいただきます。（記入漏れ等の確認を行います。）その後内容を確認し、支援の適否判断結果をお知らせします。（提出された書類は、支援の適否に関わらず返却いたしません。）支援を受けることとなったときは、別紙案内書に従い正式なポスターやチラシを準備し、事業実施の 4 週間前までにご提出ください。

※ ボランティア・NPO 活動として不相当と区が判断したときは、周知支援を行いません。

※ 掲示または配架物には、「この事業は、ボランティア・NPO 活動支援として、区から掲示及び配架を認められています」を必ず表示してください。